

なっているかというと、四千億円保険会社が自分で積立てをする、事前積立てを行ふ。そして、四千六百億円、四千六百億円というのは政府保証付借り方ができる枠が設定されていて、これでも足りない場合には政府の補助を行うことができる。これを延長しようと、こういうものになつてゐるわけであります。

この制度、四千億円の積立て、四千六百億円の政府保証そして政府補助と、こういう形になつてゐるわけでありますけれども、この四千億円について言つと、現時点でもう一千五十億円積立てが行われております。今回延長を行うことによつて、毎年三百三十億円業界が積み立てるといふことになっておりますので、この延長期間の終了時点では、ほぼもう四千億円の事前積立てが完了するということになります。そうなつたときには、この四千億円でこれ止めるのか、これを止めなければ、更に積立てをしていくと、事前積立てを大きくしていくことになると、まさかのときの政府補助といふのも可能性としては低くなる、金額も小さくなる、こういうことにもなり得るかなといふふうに思いますので、五年後のこの延長が終わつたときの姿についてどうお考えになられるかお伺いしたいといふふうに思います。

その際に参考となるのは、二〇〇三年にりそな銀行に対し公的資金が二兆円入れられました。そして、金融危機といふのはほぼ収束に向かつていつたということであります。ですから、銀行に対する二兆円を入れたということを勘案した上で、この八千六百億円プラス政府補助といったような規模感、そして今後、業界に負担を更に求めていくのかどうか、こうしたことについて大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 御指摘のありましたよう、いわゆる生命保険契約者保護機構、この資金援助に関しましては、御存じのように、限度額四千億円の生命保険会社によります事前積立てという

ことで、御指摘のとおり二千五十億円今既にたまつておつて、毎年三百三十という形になつておるのが第一。

次に、その限度額四千六百億円の保護機構によりますもので次、もしそれがうまくいかなかつた場合は借入できます、政府が出しますというものが第二段階です。

問題は、それでも足りない場合はどうするんだという話でして、このときに一定の条件の下で政府補助ができますというよきにしてありますのが今の仕組みでありまして、まずは、業界が負担することを前提とした一定の基準というものに基づいて設計されておるんですが、今お尋ねの事前積立て四千億円が仮に三百三十ずつ積み立て達成された後の負担の在り方については、これは現時点で今どうこうしようという絵が描けているわけではありません。

理由は、その時点において保険業をめぐる状況というのは一体どんなものかよく見えておりませんし、加えて、保険業に対する信頼というものを維持するためにはどんな資金援助の枠組みを考えられるか、適切かといった観点からもちょっと検討させていただかにやいかぬということだと思つております。

現時点で確たることを申し上げるのはしたがつて困難なんですが、先ほどそな例を引かれましたけれども、あのときは九八年でしたか、銀行の騒ぎだったんですけど、あのとき二兆円ということで政府投入はしましたけど、今、あれは金額返済が終わつておりますので、そういう形であれはうまく生かされた金だと思っていますが、この保険の場合には、今そいつた例が差し迫つてゐるわけでもありませんので、今の段階でこういうふうに思います。

○中西健治君 今の時点で差し迫つた金融危機があるといふわけでもないので、幾らだったら必要な規模感、そして今後、業界に負担を更に求めいくのかどうか、こうしたことについて大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 御指摘のありましたよう、いわゆる生命保険契約者保護機構、この資金援助に関しましては、御存じのように、限度額四千

といふことありますので、いつまで延長すればいいのか、こうしたことを考へるに当たつても、やはり将来のこの枠組みをどうしていくのかということは考へていかなければいけないということだろうといふふうに思ひます。今回、五年間延長しますので、その間の金融情勢などを含めて考えいかなければいけない課題だといふふうに認識しております。

続きまして、金融関係ということで、金融庁の金融行政方針、今新しいものは、顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供といふことが強くうたわれてゐるわけであります。ファイデューシャリーデューティーといふところが強くうたわれてゐるわけであります。それが顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供といふことが強くうたわれてゐるわけであります。銀行の姿勢についてちょっとお伺いしたいといふふうに思つております。

まず、保険の販売についてなんですかとも前回の質疑では時間が最後の方になつてしまつたので、投信に類似した保険の販売、この手数料を維持するためにはどんな資金援助の枠組みを考えられるか、適切かといった観点からもちょっと検討させていただかにやいかぬということだと思つております。

現時点で確たることを申し上げるのはしたがつて困難なんですが、先ほどそな例を引かれましたけれども、あのときは九八年でしたか、銀行の騒ぎだったんですけど、あのとき二兆円といふことで政府投入はしましたけど、今、あれは金額返済が終わつたということを申し述べて前回の質疑が終わつたということについて、これは私もこれまで委員会で取り上げてきたものでありますので高く評価するということを申し述べて前回の質疑という観点からもう少し聞いていただきたいといふふうに思います。

○中西健治君 金融機関と顧客との在り方については従来から強い問題意識を持っておりまして、幾つもの例をこれまで、例えば証拠金で為替を取り扱うFXの取引などについてもお伺いしてきましたところでありますけれども、やはり一つ一つのことを聞いてみると、何かもグラたきをしているような、そんなような感覚というのを私自身は否めないと

サービスが提供されているかどうかが問われるようになつたといふことは改めて評価したいと思いますし、この方向で進んでいくべきであります。しかし、この方向で進んでいくべきであります。しかし、この方向で進んでいくべきであります。しかし、この方向で進んでいくべきであります。

例えば、ここでお聞きしたいのが保険ショップです。保険ショップは、本来いろいろな会社の保険をワンストップショッピングで比較してベストなものを見つける、こういう消費者の利便性向上を目指して規制緩和が行われて誕生したものであると、こういう理解をしております。

しかしながら、実際にはこの保険ショップが販売力を付けてきていて保険会社に手数料競争をさせている、こんなような状況になつてきているのではないか。特に、保険手数料が支払う一年分の保険料を丸々一〇〇%手数料として保険ショップが取る、こんなようなことが行われていて、六割から九割というのはざらで、一〇〇%というのも見られる、こんなような状況にまで委員会で取り上げてきたものでありますのでございました。そしてこれが施行されたわけでありますけれども、〇%というのも見られる、こんなような状況になつてゐるということであります。

今年の五月末に保険業法改正されました。そしてこれが施行されたわけでありますけれども、この施行に向けていろいろと保険ショップの経営、在り方などについて動きが出てきているといふふうに思ひますけれども、そうした五月の前、そして五月末より後、どのような動きになつてゐるか、お伺いしたいと思います。

○政務参考人(遠藤俊英君) お答え申し上げます。

いわゆる保険ショップを含む保険募集人に対する我々監督をしておりますけれども、この監督につきましては、この保険業法等に基づきまして金融庁、それから財務局、財務支局、これが協力して行つております。保険ショップの規模、業務特性などを踏まえまして、金融庁と財務局、財務支局が適時適切に連携して行うことが重要だというふうに考えております。

そんな中で、今回の金融行政方針において、金融機関が顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競う環境の整備が行われて、規制を形式的に守ればよいのではなくて、実質的に良質な金融

四

いつたものがこういつた業界の中において定着していく、こういうやり方いかがなものかという話になってきているということになれば、それはそれなりにいいんだと思いますが、ちょっと今の段階で直ちにこれを商品として差し止めるとかいうようなことをしようと思つてゐるわけではございません。

これを丁寧に販売していくことが必要にならんじやないかと思います。にもかかわらず、こういう二重、三重のリスクを取つたりするもの、こうしたものが増えてきているということであれば、これはやはり業界にも改めていただくと、これが必要なんじやないかと思います。

昨日の日経新聞の一面に、ちょうどやはり投信

また、商品の提供というのは、物すごい種類が多いというのも、日経に出ていたのも、あれも間違いないありませんので、そういうもので、やつぱり手数料というのはいわゆるサービスに見合った話じゃないとおかしいんじゃないのということになつてきておるんですが。

きましたと。ゼロバーと思つたら三%付きまし
た、サンキュー・ベリー・マッチと。だつたら、
おだくとの約束はもうちょっと、八%とか、じや
俺、三%もらえばいいから、残り一%，中西さ
ん、あなたの腕だからやるよと。悪くないでしょ
う、こういうのも。歩合なんだから、やればいい

○中西健治君 七%というのではなく、一%の七百倍の金利でありますので、これはちょっとといかがなものかというふうに思つております。

そして、この預金のほかに、ちょっと投信の販売ということについてもお伺いしたいと思うんですが、資料を皆さんにお配りをさせていただきま

のことが出でおりました。小規模な投信の乱立と
いうことが出でおりまして、投信の乱立が長期投
資の敵となつてゐる、こういふ見出しにもなつて
おりました。ですので、小規模になればまたそれ
も手数料、管理手数料などは上がる要因になつて
くるといふことになりますので、こうした投資
への流れにさお差すような形、これは考えていか

これは、モーニングスター社、投信などの評価会社、中立的な立場にいる会社でありますけれども、我が国の投信の販売手数料の平均の推移をグラフ化したものであります。これ、明らかに上昇傾向、長い目で見て上昇傾向にあるというふうに思いますが、金融庁の認識をお伺いしたいと思いまます。

○政府参考人(三井秀範君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、販売手数料の平均値は年々上昇してきていたりというふうに承知しております。

なきやいげないんじやないかといふうに思います。最後に、ちょっと大臣の、この投信の手数料、今少し、これは金融厅は回転売買などについていかがなものかといったこともあるかと思いますので、頭打ちにはなつてゐると思いますが、貯蓄から投資へということに関して、やはり投信、これがもつと分かりやすいもの、そして小規模な乱立をこれから避けていく、こうした投信の進化の在り方について御所見をもしいただければと思いまが、よろしいでしようか。

この背景でございますけれども、例えば通貨選択型ファンドのような、こういった複雑な組みの投資信託の販売がウエートとして若干増加しているような事実が認められまして、また、こういった複雑な商品の販売手数料は相対的に高いうございますので、こういったことが背景にあるのではないかというふうに考えております。

幾つでしたつけ、今一・六七までが最高で行つて
いるんですが、これはたしか限度が三コンマ幾つ
までが最高度額だと思つたんですね。
そこまでは行つていらないにしても、いずれにし
てもこういった形で、今、三井の方から答弁いた
しましたように、複雑な投資信託につきまして
は、これはいろんな相手によつて、お詳しい方も
いらっしゃいますから、そういう方に対し勧
誘を行うというのはそれなりに分かりやすい話だ
とは思いますけれども、販売手数料について分か
りやすく説明する必要があるんじゃないのという
話は、これはずつと申し上げてきたところなんで

顧客本位の業務というものを運営するために、これは原則においていわゆるどういった形のものが適当なのかというのを改めてもう一回考えないと、今までのようにフローな話ではなくてストップでしばらくいると、毎日のように、株でも買おうものならもうとにかく売らせよう買わせようというので、毎日のごとく、まあ電話料が安くなつたか知りませんけれども、野村証券から何とか証券からじょんじょん電話掛かってきてゴルフもまたともにできないという話はよく田舎に行つたら聞かされる話ですけれども。

そういう話ではなくて、気が付いたら、一年たちましたらお預けになつた分については三〇%付

今回の法律案は、八月に閣議決定されました。来への投資を実現する経済対策において盛り込まれましたリスクへの対応のための施策の一つでございます。確かに、イギリスのEUからの離脱やアメリカの大統領選挙の結果などを見ますと、今後の世界の政治経済、その日本に与える影響は読みづらいものがあると思います。しかしながら、かつて世界金融危機や欧州の債務危機、また東日本大震災のような事情が生じているとは言い難いと思います。

足下の金融システム、金融機関経営にも大きな問題が生じていない中で、どのようなリスクに対応するため今回の改正案が必要であると考えてお

○藤木健三君 おはようございます。
本日は、金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融機能の安定を確保するための金融機能強化のための特別措置法案について御質問申し上げます。

まず冒頭に、麻生金融担当大臣に御質問をさせ
になつてきておりますので、そういうふた話

手数料ですから、そういう感じだったらその方がいいんじゃないかといつてクマヒラ金庫の小型金庫が売れたろうなんていふ話をおちょくつて言えるぐらいな数売れていますから、そういうふた話

話になつてくるんだと思つて、引き下ろすたびに

と、いろんな、投資信託を含めて金融商品の販売とか提言とか商品開発とかいろいろあろうかと思ひますけれども、金融機関においてもそういった所得層に合わせて、いわゆる金利も付かない金をたらたら一〇〇百兆円銀行にただ寝たよう置いておくなり、つばの中に自分で自分の家に入れておくなり、たんすの中に入れておくなり、いろんな人がいるんですが、金利が付かないからそういうわれるんですけれども、眞面目にちょっとと考えないと、ほかの商売でそんな話幾らでもありますから、そういうたような形を考えられた方がいいんじゃないのと、今振り込んではあります、ちょっと検討させますので、これ、もうしばらく時間をいただければと思います。
○中西健治君 どうもありがとうございました。

また、商品の提供というのは、物すごい種類が多いうのも、日経に出ていたのも、あれも間違いありませんので、そういうたるもので、やっぱり手数料というのはいわゆるサービスに見合つた話じゃないとおかしいんじゃないのということになつてきておるんですが。

きましたと。ゼロパーと思つたら三%付きまし
た、サンキュー・ベリー・マッチと。だつたら、
おたくとの約束はもうちょっと、八%とか、じや、
俺、三%もらえばいいから、残り二%，中西さ
ん、あなたの腕だからやるよと。悪くないでしょ
う、こういうのも。歩合なんだから、やればいい
じゃない、そうしたら。で、俺も、よし、麻生の
ために一生懸命稼げばその三%以上は全部手前で
もらえるなと思つたら一生懸命やるというのも一
つの考え方じゃないんですかという話をしようも
のなら、いや、そんな、何とかといつてみんな

られるか、麻生大臣にお伺いさせていただきま
す。

○国務大臣（麻生太郎君） これは、藤末先生御指
摘のとおり、ただいま、今の状況で日本の金融機
関といふものがいわゆるちょっと怪しいんじやな
いかとかそういうことではなくて、総じて健全性
を維持しているということは世界でもきちんと認
められているところだと思っております。

したがいまして、あのリーマン・ブラザーズの
バンククラブシー、リーマン・ブラザーズの破綻と
かそういうことなどは、何でしようね、あのときはもう完全に市場からキャッシュがなくな
りましたのでああいつた形になりましたけれど
も、東日本大震災のときとか、ああいつたような
状況とは異なるというのは今間違いくそうだと
思いますが、しかし、今日日本の場合を見ますと、
少子高齢化とか、それからいわゆる構造改革をや
らにやいかぬとか、いろんな形で私どもとしては
いろいろの問題を抱えておりますし、確かに雇用
とか所得の改善が随分進んだことは確かだと思います
ますけれども、まだまだ、これだけ上がったにし
ては個人消費が伸びないじやないかとか、企業の
設備投資がいま一つじゃないとか、いろいろな
問題がありますのに加えて、世界的に見てドルが
これだけ上がる、百円切るかという話が百十円
までぼんと来る話になりましたので、そういった
ような状況というのは、これは新興国から、キャ
ピタルフライ特とは言いませんけれど、金が
どうとドルに流れるという状況というのは十分に
考えられますので、そうなりますと新興国という
のは総じて短期で金、回している国が多くて長期
で回しておませんので、それをまた一挙に資金
繰りがという話になると、これどうなるかという
のは、ちょっと、今、トランプ出てまだ二週間、
よく分からんで、正直なことを言って、何
が起きるか。株屋なんて全部下がると思って売つ
たのに翌日になつたら千円も上がるんだから、も
ういいかげんな話の極みなんですから。

そういった話では、こういつたようなリスクと

いうのがもう少し顕在化してきておりませんの
で、私どもとしては今の状況としてはもしまのこ
とを考えおかぬやならぬというので、私ども
としては五年間というのをやらせていただいてお
ります。これでどうなりますか、ちょっと正直分
かりぬので、衆議院ではこれを恒久化しろとかい
ふん御意見が別段なかつたわけではありません
けれども、いざれにしても、セーフティーネット

というのを私どもはきちんとしておかないとなら
ぬ立場にありますので、金融機能の安定を確保す
るという観点から、今回、五年という形をさせて
いただいたというのが背景でございます。

○藤末健三君 私も、この法律の延長については
賛成です、個人的には。なぜかと申しますと、リ
スクというのは予測できないからリスクというこ
とでございますので、もし予測できるのであれば
もうリスクと言えません、正直申し上げて。です
から、大きな、将来予測できないものが来るため
に備えるということについては大きく賛成させて
いただきます。

私は、前の委員会でも配付させていただきま
したけれど、財政危機時における法制度の枠組みと
いうのを配らさせていただきました。

この中で、左側に金融の安定化ということを書
かさせていただきました、このローマ字のIの
3. の(2)、「資本」の強化とございますが、民間
金融機関の資金繰りを確保するための予防対応と
して金融機能強化法がある、そしてまた預金保
険による金融機関の資本強化がある、また預金保
険機構がいろいろな様々な金融機関を支えていく
という仕組みがあるということで申し上げていま
す。まずこのような金融の危機のリスクに対する
対応の一つだと私は位置付けさせていただいてい
ます。

しかしながら、金融の危機の対応という意味で
は、この資料の上に書きましたように、日本銀行
が非常に大きな役割を果たすと私は考えておりま
す。まずこのような金融の危機のリスクに対する
対応の一つだと私は位置付けさせていただいてい
ます。

この金融の安定化ということを大きな目的とす

る日本銀行が今どのような状況にあるかといいま
すと、私は余りにも多くの国債を抱え過ぎてお
り、非常に安定した経営ができる状況はないので
はないか、もう既に、というふうに考えておりま
すけれども、例えば、金融がおかしくなったとき
に何が起きたかと申しますと、恐らく私は国債の
価格が落ちることが気になります。そのときに巨
大な国債、四百兆円ほどの国債を抱えた日本銀行
のバランスシートがおかしくなり、本当にそのと
きに日本銀行が金融システムの安定化を図ること
ができるのかどうか、それについて是非、中曾副
總裁、お答えいただきたいと思います。

○参考人（中曾宏君） 日本銀行の金融システム安
定化の機能についての御質問であるというふうに
思います。

○参考人（中曾宏君） 日本銀行の金融システム安
定化の機能についての御質問であるというふうに
思います。

金融システムについてでありますけれども、実
際今から十九年前、一九九七年十一月であります
けれども、一月の間に四つの金融機関が連続破綻
をいたしました。日本の金融システムが最もメル
トダウンに近いときとして、当時その危機対応に
従事していた者としても記憶に鮮明に残っている
ところでございます。現在の日本銀行の金融シス
テム安定化のための施策は、こうした実際の過去
の危機の経験を踏まえたものでござります。

具体的には、個別の金融機関に対して考查やオ
フサイトモニタリングを行い、業務運営の実態で
すとか各種リスクの管理状況の把握に努めてござ
います。そして、いわゆるマクロブルーデンスの
視点から金融システム全体としてのリスク分析の
評価を行っております。さらに、システムミックリ
スクの顕在化を回避するために、必要に応じまし
て最後の貸し手機能を発揮して、一時的に資金が
不足した金融機関に対して資金供給を行うことも
ございます。

そして、お尋ねの日本銀行の財務との関係につ
いてでございますけれども、現在私どもは長短金
利操作付き量的・質的金融緩和を行つて、この下
で国債の買入れを実施しておりますけれども、昨
年には債券取引損失引当金の拡充を行っています
な。

ど、日本銀行の財務の健全性にも留意していると
ころでございます。

なお、日本銀行は、保有国債の評価について償
却原価法を採用してございます。このため、金利
が上昇したとしても、決算上期間損益において評
価損失が計上されることはございません。ちなみ
に今年の三月末では、日本銀行の保有国債につ
いては十五兆円の含み益となつてござります。仮に
金利が今後上昇して含み損が生じる可能性がござ
いますけれども、中央銀行には継続的に通貨発行
益が発生をいたしますので、信認が毀損したり、
あるいは機能が発揮できなくなるということはな
いと思っております。すなわち、財務の健全性に
十分留意しつつ、金融システムの安定化も含めて
中央銀行として必要な施策を行つていくということ
でございます。

○藤末健三君 濟みません、副總裁の任期つて予
定何年ですか、残り。多分あと二、三年残つてい
るんですね。一年半ですか。いや、すごい無責
任だな。

大丈夫だとおっしゃつていただきましたけど、
ちょっと裏のこの資料を見ていただけますでしょ
うか。これ、図一がマネタリーベースを書いてあ
り、図二がB/Sですね、資産規模、中央銀行の。
これを見ていただきますと分かりますように、今
時点で大体日本はマネタリーベースGDP比で八
〇%に来ていると。これ、図一ですね。そして、
国二を見ていただきますと、日本銀行はこのマ
ネーサプライをするために何をやっているかとい
うと、自分の資産規模をどんどん増やし
ているわけですよ、国債を買い入れて。ほかの國
中央銀行に比べて異常であることがこの図二を
見ていただければ分かると思います、正直申し上
げて。

私が申し上げたいのは、日本銀行はその会計基
準が時価会計じゃないから大丈夫ですよというこ
とをおっしゃいましたけれども、銀行というのは
恐らく誰に信頼されるかということに懸かってい
ると思うんですよ。私は、会計基準が違うから大

丈夫ですよといつても、あなたはそうは思うかもしれませんのがほかの金融機関は思いません、ほかの投資家は思いませんという世界が生まれてくるんではないかななどいうことが疑問でありますし、また、副総裁に申し上げたいのは、このマネタリーベースが今GDP比で八〇%近くになつてゐる状況、また、国内の債務、GDP比でもう二〇〇%を超えるという状況になつてゐるという中、この状況は過去の日本のどういうタイミングとほぼ同じだと思います。お答えください。

○参考人(中曾宏君) これは先ほど申し上げましたように、日本の経済というのは、九〇年代の銀行危機、そしてデフレの危機を通して大変難しい状況にありますので、私どもが今やっている金融政策というのは過去には類例のない極めて大規模な金融緩和でございまして、日本銀行としては、物価安定の目標をできるだけ早期に実現することを目指して強力な金融緩和を推進した結果としてこの規模の拡大というのが生じていると、このように理解をしてございます。

○藤末健三君 副総裁、わざわざお越しいただいて、真摯に議論しましようという前提で申し上げているんですけれど、本当にきちんと答えていただきながらければ、もっとどんどんどんどん私は申し上げますよ。

先ほど申し上げたような状況、マネタリーベースでGDP比八〇%近くになつていて、そしてまた国内の債務がGDP比で二〇〇%を超えるような状況というのは、一九四五年ですよ、これ。そこで何が起きたかという。ですから、一九九七年の状況をおっしゃいますけれど、私はもつとひどい状況が来るんじゃないかということを心配しています。日本銀行さんが暴走していると私は思っています。日本銀行さんが暴走していると私は思っています。正直申し上げて。

その中で、いや、安全ですよ、安心ですよといふふうにおっしゃいますけど、お聞きしますけど、イグジットどうするんですか。全く今まで示されていないじゃないですか。これだからどんどんマネタリーベースが膨れ上がり、そのマ

ネタリーベースは日本銀行のバランスシートをどんどんどんどん悪化させていく。じゃ、将来どうなるんですかということに対しては、いや、分かりません、目の前のことでは頑張りますというふうにしか聞こえませんけれど、まず一九四五年との比較についてどう思うかということと、今後のイグジットをどのように考えているか答えてください。

この九月に、私は読ませていただきましたけ

ど、包括的検証、全く日本銀行の経営についての見解がほとんど書いていないじゃないですか。新しいことをします、新しいことをします、それは結構かもしれないけれど、先ほど麻生大臣がおっしゃったように、リスクはどんどんどんどん膨れ上がる。そのリスクは何かというと、金融機関ではないですよ、中央銀行のリスクだと私は思っています。いかがですか、その点について。

○参考人(中曾宏君) 今回の難しさというのは、

これ世界的にもそうなのですから、特に日本は先行してそういう問題に直面したと思いませんけれども、銀行危機、そしてデフレ、そして人口問題ですね、その下で趨勢的に潜在成長率が下がってきた中、その中でどうやって一定程度の経済成長を促してインフレ率を上げていくか、そういう極めて難しい問題を他の先進諸国に比べても先行して直面をしているというのが、現在の大きな、一九四五年当時と比べての特徴ではないかと思います。

そして、先生お尋ねの出口でございますけれども、私ども、将来、長短金利操作付き量的・質的金融緩和からの出口に当たりましては、二つの課題がある。一つは、金利水準の調整をどうしていくか。そしてもう一つは、拡大した日本銀行のバランスシートの扱い、これをどうするか。この課題でございます。

その上で、これらのことと実際にどういうふうに進めていくかというのは、これはその時代の経済・物価情勢、金融市場の状況などによつて変わ

早い段階から具体的なイメージを持つてお話しすることは適当ではなく、市場との対話という観点からもかえつて混乱を招くおそれが多いと考えておりますが、そう申し上げた上で、金融政策を担当する日本銀行は、これはテクノクラートの集団でもござりますので、これまでの様々な経験を通じまして出口における手法、手段、これを考えていく必要があります。

ただ、現時点におきましては、自分たちとしては、デフレを克服して出口を語ができる状態に至ることがまずもつて先決であるというふうに考えてございます。

○藤末健三君 何か戦時の大本営発表を聞いては、戦争が終わり、まさしく先ほど申し上げたような一九四五年の状況になつてしまつたというふうなごぞいますが、先ほどの副総裁のお答えだとほとんど総裁と変わらないですよ。何も答えていないという状況じゃないかと思います。

ただ、私が申し上げたいのは、この新しいリスクに対応する、見えないリスクに対応する法律は非常に重要なと思いますけど、私が実は御質問したいと思っていますのは、本当にこの規模で大丈夫かどうかという事が実はあると思ってます。補正予算で予算規模を増やせばいいという議論はあるかもしれませんけど、どうかという議論と、あと、日本銀行が準備金、たしか四千五百億ですりのなかなという話だと思いますけれど、足りるのかなというのが非常に今疑問でございまして、最後は政府が保証するから大丈夫だという議論もあるかもしれませんけど、そのとき、恐らく国債が暴落したような状況のときには、日本政府さえも恐らく保証能力がなくなつていてはな

いかというふうに考えますので、もう何らかの方向性を示していただかなければ、示すことが出来ないからどんどん崖つぶ縁に向かって走つていくというようなことになるのではないか

と私は思います、私は。余りにもちょっと、もう少しまともなお答えいただけだると思つて期待していましたのにちょっと残念であります。

実際に、じゃ、法律の方の議論をさせていただきます。

この金融機能強化法、これは平成十八年に二行が資本参加の申請をしたのみでございましたけれど、世界の金融危機を受けた平成二十年の改正で申請件数は増加しております。また、東日本大震災直後の平成二十三年の改正では被災地金融機関向けの特別措置も設けられましたので、多くの金融機関が利用しているということでござります。

ただ、平成二十年の改正におきましては、中小企業金融の円滑化に資することが要件と明確化されました。資本参加額に見合つた中小企業向けの貸出しの拡大、それも単に貸出残高だけではなく、借り手である中小企業の立場に立つた経営支援、助言等につながつてはいるかどうかというのが重要なポイントとありますが、これまでの実績をどう評価されているか、武村政務官にお聞きします。

○大臣政務官(武村展英君) 委員御指摘のとおり、國の資本参加を受けました金融機関につきましては、単に中小企業向け貸出しの拡大だけではなくて、中小企業の生産性向上などにつながるような経営支援や助言などの取組を行つていくことが重要であると考えます。

こうした観点から、金融機能強化法におきましても、金融機関に対しまして、経営強化計画において、中小企業向け貸出し残高のみならず、取引先における経営改善支援先の割合についても目標値を設定し、その達成に向けて取組を求めているところでござります。現在、資本参加を行つて十五金融機関における経営改善支援先の平均割合につきましては、平成二十八年三月末現在で一二・二二%であり、各金融機関の資本参加直前期末の割合四・七八%ですが、それと比べまして

七・四四ポイント増加しているところでござります。十五金融機関における経営改善支援先の平均割合につきましては、平成二十八年三月末現在で一二・二二%であり、各金融機関の資本参加直前期末の割合四・七八%ですが、それと比べまして

中小企業支援の具体的な取組を申し上げますと、例えば、取引先企業の販路開拓支援や外部専門家と連携した製造工程の改善支援、さらには、債権放棄を含む抜本的な事業再生支援といった取組を行っていると承知をしております。国の資本参加を受けました金融機関につきましては、こうした取組を通じまして、各地域における中小企業金融の円滑化や地域経済の活性化への貢献に向けて努めているものと考えております。

金融庁といたしましては、経営強化計画の履行状況のフォローアップなどを通じまして、引き続き、金融機関に対しまして地元の中小企業の支援や地域経済の活性化に向けた積極的な取組を支援してまいりたいと考えております。

○藤末健三君 どうもありがとうございました。是非、中小企業に対する金融の強化、やつていた

だきたいと思っております。

実は私、昨日、埼玉県の川口に伺っています。

そこでちょうど、キューポラの町、鋳物の町でございますので、そういう金属加工されている

経営者の方にお会いしました。そこで言われましたのは何かと申しますと、信用金庫などからお金

を借りたいと思って信用金庫に行くと。ところ

が、信用金庫の人たちはお金貸しますよと言つても、信用保証協会に行つて、お金が返せない場合

に担保を取つてくれる信用保証協会というのがあるわけでござりますが、信用保証協会に行つて断

られてお金が借りられなかつた、これでは逆じやないかと。信用金庫はお金を貸すと言つているの

に、信用保証協会これは地方自治体などが運営

しているものでござりますけれど、そこが貸出しを決めているのではないかというようなことを聞いてまいりました。

これも直さなきやいけないとは思うんですが、大きな観点からして、そこは金融庁にお聞きした

いんですけれど、是非とも、この担保があつて保証がなければお金貸しませんよというような日本

型の金融、これを変えていき、事業性の評価とかその将来性に基づく貸出しを行うという取組を進

めていただくわけでござりますけれど、この低金

利の時代の中で金融機関の収益力が低下する中、

そのような中小企業などに対する貸出しをどのよ

うに進めていくかということをちょっと教えてい

ただきたいと思います。

もし可能であれば、先ほど申し上げた川口の事例、信用金庫などがお金を貸すと言つても信用保

証協会のオーケーが出ずにお金が借りられなかつたという事例、もし御存じであれば、そういうも

のに対する対応も教えていただきたいと思いま

す。遠藤監督局長、お願ひします。

○政府参考人(遠藤俊英君) 藤末委員御指摘のよ

うに、地域金融機関が金融仲介機能というものを

地域において円滑に發揮していくために、中長期

的に持続可能な経営戦略というものを策定してい

ただきたいと思うんですね。

私は前に経済産業委員会でこれ指摘したことが

ございまして、何かというと、信用保証協会、自

治体が経営しているんですね、例えば大阪府に

あると思うたら大阪市もあると。そうすると何

が起きるかというと、企業は一番信用保証を取り

やすいところに移つていくんですね、運用が一体

でないために。

かつ、そのとき何があったかと申しますと、今は変わったかもしれません、当時はほとんどの

信用保証協会のトップ、自治体の副知事とか助役

をした人たちがなつてましたよ、天下りボス

トだった。そういう方々が本当に金融が分かるか

という問題を指摘させていただき、抜本的見直し

をやりましょうということを提案させていただき

たんですが、正直申し上げてまだ終わっていない

状況でござりますので、是非金融庁におかれまし

たんですけれど、正直申し上げてまだ終わっていない

状況でござりますけれど、これを着実に実施

して、収益拡大につながるビジネスモデルという

ものを確立することが重要ではないかなというふ

うに思つております。

○政府参考人(遠藤俊英君) ゆうちょ銀行も我々

金融庁の監督対象でござります、民間金融機関と

してですね。

このゆうちょ銀行は、上場企業に求められる企

業価値向上を目指して、平成二十七年四月に公表

いたしました中期経営計画に、大きな業務、彼ら

のビジネスの方向性として三つのことを掲げてお

ります。一つは、資金運用を高度化すること、一

つは、これは藤末委員が御指摘のように、郵便局

のビジネスの方向性として三つのことを掲げてお

ります。一つは、資金運用を高度化すること、一

つは、これは藤末委員が御指

献していくことが重要ではないかなというふうに考える次第でございます。

○藤末健三君 郵政、あと、ゆうちょ銀行も方向性が大体もう固まつてございますので、金融庁も是非、ゆうちょ銀行の資金を地方のため、そして利用者のために使うということを進めていただきたいとお願いさせていただきます。

続きまして、生命保険契約者の保護機構に対する政府補助の規定の今後の方針について質問をさせていただきたいと思います。

生命保険契約者保護機構による経営破綻時の資金援助につきましては、本来、生命保険業界の事前拠出により財源を貯めているのが大前提でござります。事業者たちがお金を持ち寄ってやっています。こうということでございます。

一九九〇年代後半に経営破綻が頻発したことから財源不足が心配され、そして政府保証や政府の補助の規定が設けられています。現在は、平成二十年、大和生命保険が経営破綻をした以降は新たな破綻事例はなく、業界の事前拠出も相当額積み上がりつつある状況となっています。また、資金調達に当たつての政府保証規定は既に恒久措置となつております。

○政府参考人(池田唯一君) ただいま御指摘ございましたように、生命保険契約者保護機構の資金援助は、まずは限度額四千億円の生命保険会社による事前積立てが行われ、次に限度額四千六百億円の保護機構による政府保証付借入れが充てられ、それでも足りない場合に一定の要件の下で政府補助ができるということになっているわけでございます。このように、政府補助は、業界の負担に対応できないような不測の事態に対応を講じるという観点から設けられているものでございます。

御指摘のとおり、足下、生命保険会社の破綻事例はなく、また事前積立ても一定程度積み立てられてきているところではありますが、現在の金融

経済情勢などを踏まえまして、生命保険契約者保護機構のセーフティーネットとしての役割を安定的に発揮させ、保険業に対する信頼を維持していくためには、政府補助規定の存在が引き続き重要な判断をいたしておりまして、このため、今般この措置の延長をお願いしているというものでございます。

○藤末健三君 どうもありがとうございます。では、それではまた私、郵政についてちょっとお聞きしたいんですが、かんぽ生命は地域に根差し、様々な金融のエニバーサルサービスを扱っているわけでございますが、今、かんぽ生命は、何というか、政府保証があるんじゃないかという誤解があります。

そういう中で、様々なこういう制限を受けているわけでございますが、実は生命保険保護機構に支払っている保険料を見ますと、かんぽ生命非常に大きな額を払っているんですね、ほかの生命保険と一緒に。そういう中で、私はやはりイコール

ファーティング、ほかの生命保険と同じような規制をきちんとして、もっと緩めていただきたいと思うのですが、その点いかがでございますか。

○政府参考人(遠藤俊英君) かんぽ生命の業務に関しては、先ほど郵政グループ及びゆうちょ銀行について申しましたけれども、やはり持続可能なビジネスモデルというものをどのように確立していくのかという観点から見ております。その中で、例えば彼らが新規業務なんかを行いたい場合に、それがまさに持続可能なビジネスモデルといふような観点から適切なものかどうかということを確認して、議論しながら承認をしているということです。

現在、このかんぽ生命というのは、郵便局における金融のユニバーサルサービスの提供において非常に重要な役割を担つてていると思いますし、まさに郵便局ネットワーク等を用いて、かんぽ生命をいたしましたのは、もう黒田総裁はもうメンツがあつて恐らくかじ切れないなと思うんです、正直言つて。ただ、私は、中曾副総裁はプロパーの方でもあられますし、是非日本銀行の将来をやっぱり心配していただきたい。

そして、もう一つありますのは、やはり日本国

商品といふものを民間保険会社の商品と併せて提供しております。多様な顧客のニーズへの対応に取り組んでいるのではないかなどというふうに考えている次第でございます。

かんぽ生命のそういうビジネスの実態、及びそれが彼らの適切な業務、それから他の金融機関との競争条件の確保というようなことも踏まえて今規制があるわけでございますけれども、そういった観点で様々な要請というものが満たされているかどうかということを確認しながら、かんぽ生命と議論を続けていきたいなというふうに思つております。

○藤末健三君 是非、遠藤局長にお願いしたいのは、金融機関の競争環境の設定とかいろいろ、経営の安定化とかあると思いますが、やはり今地域においてこういう保険のサービスを本当に山奥まで提供できるのは、僕はかんぽ生命しかないと思うんですよ、正直申し上げて。本当に今、例えば田舎の局でかんぽ生命が、郵便局が生命保険商品を売れなくなつたら、その地域の方々は恐らく生

命保険のサービスを受けられなくなると思いますよ、私。

ですから、是非ともお願ひしたいのは、利用者の利便性を考えていたいんですね。利用者が本当に金融商品をきちんと受けれるようになりますか。都会に住んでる方々はいっぱい商品を買えるけれど田舎にいる方は生命保険の商品買えませんといったことがないよう、是非金融庁は配慮をいたさないと思います。これはお願いです。

ちょうど時間来ましたので、最後、これは登録

前者の総合的な経済政策を日本銀行が検討することについてお答えいただきたいと思います。お願いします。

○参考人(中曾宏君) 私どもの今の金融政策は、元々、二〇一三年一月に政府との共同声明の中にうたわれてございます金融政策、大規模な金融政策、そして財政政策、財政政策といった場合には、短期的には景気刺激的な財政政策と中期的には健全財政を目指すということ、そして三番目がいわゆる成長戦略でございます。

私どもの三年間の経験というものは、金融政策、我々責任を持ってデフレ克服に向けていろいろな対応策をやってきましたつもりでございますけれども、最初に申し上げましたような低成長ですね。やはり人口減少とかデフレの影響というのが根強く残っておりますので、私どもからすると、特に私の過去のいろんなスピーチでも既に申し上げておりますけれども、成長戦略、これによって潜在成長率を引き上げる、それによって自然利子率が上がる、それによつて金利水準が今よりは少し正

常な状態に戻っていく、こういった道筋は是非とも私どもとしても、金融政策を運営する立場から必要だと思っておりますので、今後も適宜発信を私からしてまいりたいと思つております。

○藤末健三君 是非お願ひします。

これで終わります。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。本日は、金融機能強化法等の改正ということであります。が、本論に入る前に、前回の対政府質疑の中でも、冒頭に私、子供の貧困について少し議論させていただきまして、今日もちよつとそこにについて議論、継続をさせていただきたいと思つております。

前回、消費増税の議論の中で私、申し上げたのは、増税したときに負担感が特に重い方たちについてはきちっとと政府としても配慮していただきたいたい、こうすることを申し上げさせていただいたわけであります。そして、今日、ちょっとその中で各論というか、じゃ、どういう方たちが本当に負担が厳しいのかということで、今日は一人親家庭について少しお伺いをしていきたいというふうに思つております。

もう皆さんよく御存じのとおり、一人親家庭といふのは、いわゆる相対的貧困率もう五割を超えてるという状況であります。ある意味、収入が低いケースが多い一人親家庭の中でも、実は、配偶者と死別したとかあるいは離婚したという世帯と、そうではなくて、そもそも婚姻歴がない世帯において、課税上、税負担において大変大きな格差が生じているという問題がござります。これ、なぜかといふと、いわゆる所得税あるいは住民税の寡婦控除、これが先ほど申し上げたようないわゆる非婚の場合には適用外になってしまっているという問題なわけであります。

この問題については、実は先日、十月十三日の参議院予算委員会におきまして竹谷とし子議員が質問させていただきました。具体的な数字も示しながら指摘をさせていただいたところでござります。

実際には、今、所得税、住民税ということを申す。

し上げましたけれども、それだけでは実はありますんで、自治体の例えれば保育料ですか、あるいは公営住宅の家賃、こういったものも課税上の所必要だと思つておりますので、今後も適宜発信を私からしてまいりたいと思つております。

○藤末健三君 是非お願ひします。

これで終わります。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。本日は、金融機能強化法等の改正ということであります。が、本論に入る前に、前回の対政府質疑の中でも、冒頭に私、子供の貧困について少し議論させていただきまして、今日もちよつとそこにについて議論、継続をさせていただきたいと思つております。

前回、消費増税の議論の中で私、申し上げたのは、増税したときに負担感が特に重い方たちについてはきちっとと政府としても配慮していただきたいたい、こうすることを申し上げさせていただいたわけであります。そして、今日、ちょっとその中で各論というか、じゃ、どういう方たちが本当に負担が厳しいのかということで、今日は一人親家庭について少しお伺いをしていきたいというふうに思つております。

もう皆さんよく御存じのとおり、一人親家庭といふのは、いわゆる相対的貧困率もう五割を超えてるという状況であります。ある意味、収入が低いケースが多い一人親家庭の中でも、実は、配偶者と死別したとかあるいは離婚したという世帯と、そうではなくて、そもそも婚姻歴がない世帯において、課税上、税負担において大変大きな格差が生じているという問題がござります。これ、なぜかといふと、いわゆる所得税あるいは住民税の寡婦控除、これが先ほど申し上げたようないわゆる非婚の場合には適用外になってしまっているという問題なわけであります。

この問題については、実は先日、十月十三日の参議院予算委員会におきまして竹谷とし子議員が質問させていただきました。具体的な数字も示しながら指摘をさせていただいたところでござります。

その一つ目は何かというと、本年十月の一日から指摘をさせていただいたところでござります。

実際には、今、所得税、住民税ということを申す。

し上げましたけれども、それだけでは実はありますんで、自治体の例えれば保育料ですか、あるいは公営住宅の家賃、こういったものも課税上の所必要だと思つておりますので、今後も適宜発信を私からしてまいりたいと思つております。

○藤末健三君 是非お願ひします。

これで終わります。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。本日は、金融機能強化法等の改正ということであります。が、本論に入る前に、前回の対政府質疑の中でも、冒頭に私、子供の貧困について少し議論させていただきまして、今日もちよつとそこにについて議論、継続をさせていただきたいと思つております。

前回、消費増税の議論の中で私、申し上げたのは、増税したときに負担感が特に重い方たちについてはきちっとと政府としても配慮していただきたいたい、こうすることを申し上げさせていただいたわけであります。そして、今日、ちょっとその中で各論というか、じゃ、どういう方たちが本当に負担が厳しいのかということで、今日は一人親家庭について少しお伺いをしていきたいというふうに思つております。

もう皆さんよく御存じのとおり、一人親家庭といふのは、いわゆる相対的貧困率もう五割を超えてるという状況であります。ある意味、収入が低いケースが多い一人親家庭の中でも、実は、配偶者と死別したとかあるいは離婚したという世帯と、そうではなくて、そもそも婚姻歴がない世帯において、課税上、税負担において大変大きな格差が生じているという問題がござります。これ、なぜかといふと、いわゆる所得税あるいは住民税の寡婦控除、これが先ほど申し上げたようないわゆる非婚の場合には適用外になってしまっているという問題なわけであります。

この問題については、実は先日、十月十三日の参議院予算委員会におきまして竹谷とし子議員が質問させていただきました。具体的な数字も示しながら指摘をさせていただいたところでござります。

その一つ目は何かというと、本年十月の一日から指摘をさせていただいたところでござります。

実際には、今、所得税、住民税ということを申す。

し上げましたけれども、それだけでは実はありますんで、自治体の例えれば保育料ですか、あるいは公営住宅の家賃、こういったものも課税上の所必要だと思つておりますので、今後も適宜発信を私からしてまいりたいと思つております。

○藤末健三君 是非お願ひします。

これで終わります。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。本日は、金融機能強化法等の改正ということであります。が、本論に入る前に、前回の対政府質疑の中でも、冒頭に私、子供の貧困について少し議論させていただきまして、今日もちよつとそこにについて議論、継続をさせていただきたいと思つております。

前回、消費増税の議論の中で私、申し上げたのは、増税したときに負担感が特に重い方たちについてはきちっとと政府としても配慮していただきたいたい、こうすることを申し上げさせていただいたわけであります。そして、今日、ちょっとその中で各論というか、じゃ、どういう方たちが本当に負担が厳しいのかということで、今日は一人親家庭について少しお伺いをしていきたいというふうに思つております。

もう皆さんよく御存じのとおり、一人親家庭といふのは、いわゆる相対的貧困率もう五割を超えてるという状況であります。ある意味、収入が低いケースが多い一人親家庭の中でも、実は、配偶者と死別したとかあるいは離婚したという世帯と、そうではなくて、そもそも婚姻歴がない世帯において、課税上、税負担において大変大きな格差が生じているという問題がござります。これ、なぜかといふと、いわゆる所得税あるいは住民税の寡婦控除、これが先ほど申し上げたようないわゆる非婚の場合には適用外になってしまっているという問題なわけであります。

この問題については、実は先日、十月十三日の参議院予算委員会におきまして竹谷とし子議員が質問させていただきました。具体的な数字も示しながら指摘をさせていただいたところでござります。

その一つ目は何かというと、本年十月の一日から指摘をさせていただいたところでござります。

実際には、今、所得税、住民税ということを申す。

となると、大変歴史と伝統を持つあのドイツ銀行も経営が危ういということになつてしまふわけあります。

まあお伺いしたいんですが、この問題、日本の

金融市場に影響はないんでしょうか。

○政府参考人(遠藤俊英君) 平木委員御指摘のように、制裁金をめぐってアメリカの司法省と交渉中のドイツ銀行を始め、欧州大手銀行について様々な報道があるということは承知しております。

ただ、市場につきましては、先ほど御指摘ありました英國のEU離脱問題でありますとか、中国経済の減速懸念等々も含めまして、様々な要因によって動くために、金融機関の経営の動向が市場に与える影響については、これは具体的なコメントをすることは差し控えさせていただきたいといふふうに思います。

いずれにいたしましても、金融庁ではそういう一刻一刻と変化する国内外の経済あるいは金融資本市場の動向と、それが日本の金融システム、金融機関に与える影響について、フォワードルックングに把握、分析していきます。その上で、経済や市場のストレス時においても金融システムの健全性が確保されるよう様々なストレスシナリオとその影響を分析して、金融機関の対応について金融機関と対話を行っていく所存でございます。

○平木大作君 なかなか個別の銀行の事情についてはコストできないところは何となく分かることですが、ちょっと関連してもう一問お伺いしたいんですね。

実はこのドイツ銀行の場合は、今特に指摘をされておりますのが、急速なグローバル化の中で実は法務関係リスクの管理に失敗したんじゃないかなということがちょっとと言われております。最近も、危機に備えようということで、どうもこの法務関係の引当金をちょっと積み増しているというような話もあるわけでありまして、そもそも、法務関係リスクってなかなかちょっと見えにくいわけであります、日本の金融機関、当然たくさん、これメガだけではなくて地銀も含めて今

グローバル展開をしております。こういう中で、日本の金融機関の法務関係リスク、金融庁としてきちんと監督できているのでしょうか。

○政府参考人(遠藤俊英君) 平木委員御指摘のように、グローバルに活動する金融機関におきまして、その業務展開する国の法令でありますとか商慣習、あるいは、よりグローバルな枠組みということでございますけれども、テロ資金供与でありますとかマネーランダリングの対策など、グローバルな規制の枠組みというもののにつとつて適切な業務展開、業務運営というものを重視であるというふうに考えております。

我々金融庁は、こういったグローバルに活動する金融機関への海外業務管理に関しまして、具体的には総合的な監督指針というもので幾つかの点について、特にこういった点に關してきちっと対応ができるいるのかどうかということに注目して監督しているということを述べています。

具体的に少し申しますと、例えば、現地法制に十分な知識、経験を有する内部監査担当者、法令等遵守担当者が配置されているか、現地採用の従業員に対し、業務運営上必要な法令諸規則、行内規程等の遵守を図る研修等を定期的に実施しているか、海外業務拠点の業務運営実態やリスクに即した内部検査の実施、検査体制の整備がされているか、また、業務リスクや必要性に応じて外部の専門家等による業務監査が実施されているか等々について着目し金融機関の監督を行つてまいりましたし、これからも引き続き継続していくかといふふうに考えております。

○平木大作君 もう一点、金融機関のガバナンス改革について少しお伺いをしたいと思います。昨年六月に、コーポレートガバナンス・コードの施行開始を受けまして、大手金融機関を中心に行つて、取締役会等の実効的な機能発揮状況を確認している次第でございます。

今後とも、金融機関の実質的なガバナンス強化への取組について、金融機関と深度ある対話を組が大分進んできているなというふうに思つております。

ただ、我々から見えるのは外形的なところ、つまり指名委員会等設置会社に移行しましたとか、あるいは持ち合い株を今解消していますとか、そ

ういう、今、金融機関のガバナンスについて外形的に見えることは大分進んでいるわけであります。が、これ当然実態が伴わなければ意味ないわけですね。

会社の取締役会の在り方だとガバナンスの在り方、組織図だけ変えて旧態依然であつたでは全く意味がないわけでありまして、ここについて、こうした取組を今政府としてどう見ていくのか。特に、金融庁として、実質的なガバナンス強化を促すためにどのような形の検査や監督を行つておられるのかについてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(遠藤俊英君) 平木委員御指摘の、コーポレートガバナンスというの、形式、外見ではなくて実質が大切だという問題意識は我々も全く同じ問題意識を持っております。そういった中で、具体的に这么いった実質がきちっと担保されているのかどうかといったモニタリングを行つておられるところでございます。

例えば、ガバナンスの一つの中心になります取締役会がどのように機能しているのかということに関しましては、具体的に取締役会における審議時間を拡大する、あるいは付議事項を絞り込むなど、取締役会において十分に活発な議論が行われているのかどうか、それから、求める人材像を明確化するなど社外取締役が過半数を占める指名委員会等における審議が充実しているのかどうか、それから、社外取締役との直接の意見交換と、役との直接の意見交換を通じて、社外の視点が経営判断に適切に反映されているか等々につきましては、我々行つておりますけれども、その社外取締役との直接の意見交換を通じて、社外の視点が経営判断に適切に反映されているか等々につきましては、取締役会等の実効的な機能発揮状況を確認しております。

○政府参考人(池田唯一君) お答え申し上げます。現状の景気につきましては、国内では少子高齢化や潜在成長力の低下といった構造要因もある一方、世界経済では需要の低下、成長の減速リスクなどが存在するところと認識しております。また、こうしたことと背景に、近時、我が国の株式市場においては、日中の変動率、ボラティリティの上昇が頻繁に見られる状況でございます。加えまして、三メガバンクグループなどにおいては、歐米主要銀行に比べて株式の自己資本に対する比率が高く、株価下落時の自己資本に及ぼす影響は無視できない状況にあると認識しております。

金融機関は、こうした金融経済情勢の変化に応して株価変動リスクを縮減し金融仲介機能を安

か捉え方が日本の金融機関にもまだあるのかなという気がしているわけであります。

その中において、きちっと対話を通しながら、実質的に何が変わったのか、そういうところをしっかりと把握していくんだとということでありましたので、引き続きそいつた取組をしていただきたいということをお願い申し上げまして、少し、もう時間がなくなりましたので、問い合わせ残してしまいましたが、ここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

定的に発揮する必要があり、三メガバンクグループ等においても政策保有株式の処分等について三年から五年程度掛けて取り組むこととしているところ。

こうしたもろもろの状況を踏まえまして、今般、今年度末までの賣取り期限を五年間延長することを御提案させていただいているものでございます。

○大門実紀史君 もろもろのと言われましたけれど、これ、そもそも二〇〇一年の制定時は大変な議論があつたわけでありまして、それから五回にわたる改正、期間延長を経て今十五年目を迎えるということですね。今回が六回目の改正になるんですかね。

今日は五年間の単純延長ということなんですが、最初は銀行の自己資本相当額を超える株式をどうするかとか、持ち合い株どうするかといふ大変な議論があつて、今現在は銀行は基本的に自己資本相当額を超える株式をもう保有していないという状況でありますし、そもそもこの法案の制定の理由の一つは時価会計導入に対する対応でありますたし、当時、二〇〇一年、二〇〇二年当時ですけれども、時代背景は、株価でいえば平均株価が一万三千円割れする、それに対する緊急経済対策が打たれると、また、当時の大手行十五行でいいますと、株式保有額が自己資本相当額の一・六倍になつて、超過額が一兆円にも上つたというような、大変ないろんなことがあつた中で制定されたのがこの銀行の株を買い取つてあげるという機構だつたわけですね。

いろんな議論がありましたけれども、そういう緊急事態対応でつくられた仕組みなんですかね、今聞いていますと、もうそういうことじやなくて、もちろんの、少子高齢化まで出てくると。少子高齢化つてこれからまだ何十年も続く話ですけど、そうすると、これはあれですか、何十年もこの機構を続けるんですか、少子高齢化対応のためとか。国内経済も世界経済も、最初の文章ではイギリスのEU離脱によるリスクとか書いていましたけど、そのときは一時的に株下がりました

けれど、今上がつていますよね。

だから、何のために延長なのかがよく分からないんですね。この程度のこととて延長ということになれば、これから永遠に延長すると。そもそも緊急対応でつくられた仕組みなんですかね。そういうもので始まつたんじゃないと思いますが、池田さん、いかがですか。

○政府参考人(池田唯一君) この規定につきましては、当初、御指摘のとおり、自己資本を超える株式保有が行われていたというような状況を踏まえて導入されたのは御指摘のとおりかと思います。

その後、リーマン・ショックであるとか東日本大震災といったような状況ではございませんが、世界経済にはなお様々な不透明な要因があると認識をしておりますし、それから株式市場についても、株価水準云々はともかくとして、足下の株式市場においては大変変動率が上昇しているという状況、不安定な状況にあるということは指摘されているところでございます。

また、自己資本に対する株の保有ということにについて、自己資本額を超えるというような状況はないわけすけれども、先ほども申しましたように、なお欧米の主要銀行に比べますと自己資本に対する比率が高く、株価下落時に自己資本に及ぼす影響は無視できない状況にあるというふうに認識をしておりまして、そうした中で、この時点においてはこの措置を継続していくべきことが適切と判断し、提案をさせていただいているところでございます。

○大門実紀史君 十五年前はメガバンクといえど大変な状況があつて、今やもう三大スガだけで株の売却益が一兆円にもなつていて。全然時代が違いましたけど、そのときは一時的に株下がりましたが二十一億円売却。そして、株式機構に持ち込んだのが三百五十八億という形になつております。対応を取り機構に持ち込んだのが四百三十億円ぐらい、それで売却をいたしております。

○國務大臣(麻生太郎君) ごもつともな御指摘だと思います。

こういったような形の同機構が存在することは非常に多いことは確かに有効な方法であろうとは存じますけれども、私どもとしては、平時においては基本的に市場において株の売買が、いわゆる

マーケットといふもので市場売買といふのはなぜか、それが基本的な資本主義社会が目指しておるところですから、我々はそれでやつていかないかぬところだと思っております。

是非 そういうふた意味で 今おこしやるよう
に、持つてゐる株というのは、リーマンの後はも
うとにかく買う金というか、マーケットにキヤツ
シユが全くなくなつていましたので、そういつた
ときには株式の購入をするという機会がないと
とてもじゃないけど各企業が成り立たないという
状況というかなりの非常事態でもありましたの
で、今とは少し状況が違つておるのは当然のこと
であつて、今はかなり健全に動いておると思つて
おりまして、この間にマーケットが今一万八千円
まで上がつてきまして、これが急にどんと下がる
というようなことなく、ゆつくりとした形で、内
容が良くなつた株も随分ありますので、そういう
た株からきちつと売れていくという形にしていか
ないかねところだと思っております。

○藤巻健史君　日本維新の会、藤巻です。よろしくお願ひいたします。

まず大臣にお聞きしたいんですけど、今までスコムで邦銀のドル調達が大変だという話が時々載るんですけども、ジャパン・ブレミアムが出始めているのかどうか、そして今後、邦銀のドル調達は余り心配が要らないのかということ、マスコミではよく円は避難通貨だと、何があると円が買われて、為替ですね、円が買われて避難通貨という言葉が使われていますけれども、こういふうふうにドルが調達できないというのは、みんながドルが欲しいということで、円じゃなくてドルこそが避難通貨だという認識が私にはあるんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君)　この足下でドル需要といふものが高まっている背景というのは、これは何も邦銀に限つた話じゃありませんので、ドルの調達コストが上昇していることはもう各国の銀行は同様だと認識しております。

ただ、私どもの方の邦銀としては総じて充実し

た財務基盤を有しておりますので、必要な額のドル資金の調達に支障は生じていないというよう理解をいたしております。少なくとも今のいわゆるクロスカレンシーのベーシックスワップなどいうのを見ましても、そういった意味では、二〇一五年、〇・三七が二年物で〇・七六、二年物、同じくユーロでも〇・一六が〇・四四ですから、似たようなものだと思つております。

また、今御指摘のありましたジャパン・プレミアムとか避難通貨の趣旨というのは、この趣旨が必ずしも明確ではないんですけど、いずれにしてしまって、金融市場というのは様々な要因で動くことになりますので、一つのキヤツチフレーズを用いて金融動向を一律に説明するということは極めて困難だと思つております。

○藤巻健史君 次に、法律についてちょっとお聞きしたいんですけど、去年の通常国会だったと思うんですけど、私は、金融庁に日銀の検査はできなんですかというようなことを聞いたか、その事前のブリーフィングでできないということを聞いて質問しなかつたかよく覚えていないんですが、日銀についての危機感というのは、先ほどの藤末議員の考え方共感、危機感を共有しているわけですね。

もう一つ、日本の財政も危ないし、中央銀行もかなり危ないんではないかということで思つてはいるんですけど、逆に言うと、メガバンクを中心には邦銀は日本国債をたしか四年間で半減させたりして、割と強いんじゃないかなと。中央銀行とか財政が破綻しても別に国が破綻するわけじゃないくて、意外と日本の銀行は賢明に国債を売つていままでの、減らしていますので大丈夫じゃないかなと思ってはいるんですけど、そうはいつても、やはり日本の財政とか日本銀行がいろんなことが起これば、さすがに影響なしというわけにはいきませんので、金融システムを整備するというのは、私は賛成なんですね。

ちょっと皮肉的に言うと、日本銀行が日本の銀行、特にメガがどんどん国債を売つて、それを日本が買つてているということで、リスクがどんどん

どんどん金融システムから日本銀行に移っていくに貢献しているんじゃないかなと私は思っています。うんですが、その分ちょっと日銀が大変なことになつてきているのかなと私は思つております。

まず、預金保険機構、金融機能強化法に関してなんですが、預金保険機構が市場から政府保証債で借りて、地域金融機関等に資本参加するということで、前回の法改正以降、三千二百三十六億円の資本を投入したということですが、この資本金を入れた資金をきちんと全部今まで返しているのか。そして、今後の話として、先ほど申し上げましたように、国債を民間金融機関は売り始めていますから、かなり売っていますから、政府保証債、借り入れが今後楽に預金保険機構もできるのかどうか。これ、短期だからできるという可能性も十分あるとは思いますけれども、その辺についての御見解を金融庁からお聞きしたいと思います。

○政府参考人(遠藤俊英君) 藤巻委員が御指摘の点でござりますけれども、まず金融機能強化法に基づく資本参加でございますが、御指摘のようになりますが、前回の法改正以降、三千二百三十六億円の利用がございます。このうち、国による資本参加は三千九十一億円ということでございまして、残りの百四十五億円は、これは信金中金及び全信組連が彼らの資金を使って資本参加をしているというふうな形になつております。

この三千九十一億円の国による資本参加額のうち二百億円、これは回収済みとなつております。現在の残高はそういうことで二千八百九十一億円

御指摘の投下資本の価値ということでござりますけれども、資本参加を受けた金融機関におきましては、返済の原資となる利益剰余金を積み立てております。この利益剰余金を資本参加額の約六七%、二千二十六億円まで積み上げております。公的資金の回収については懸念があるという状況

ではないというふうに考えております。また、資本参加に係る優先株式等につきましては、これは整理回収機構が預金保険機構から委託を受けて保有しておりますけれども、その優先株式の価値そのものが減損処理を行わざるを得ないような価値の毀損といふものは全くございません。それから、借入金につきましては、当該資本参加に対応するために預金保険機構は十二兆円の政府保証枠を活用して、金融機能強化勘定において国の資本参加に必要な借入れを行つております。二百億円に關しては、先ほど申しましたように、この返済を受けまして、預金保険機構はその見合いの借入金を平成二十七年の十一月にこの二百億円返済済みでござります。それから、民間金融機関の国債保有の動向が今後の預金保険機構の政府保証借入れに与える影響ということですござりますけれども、預金保険機構におきましては、政府保証を活用して円滑な資金調達というものを行つてきていたるというふうに見ております。

借入れに關しては、これは競争入札制度を取つております。毎期の借入れにおきましては、この競争入札に対する応札の割合が大体五倍から七倍という形で、順調にこの入札、応札が進んでいるという状態でござりますので、政府保証を活用した円滑な資金調達というものが実現できているのかなどというふうに考えております。

○藤巻健史君 今のところ順調だということはよく分かりましたけれども、万が一、地方金融機関に資本参加しているところの資本が毀損した場合には、その毀損のお金というのは國の一般会計から出るのでしようか。どこから、その原資はどうなのでしょうか。

○政府参考人(池田唯一君) 金融機能強化法におきましては、まず、資本参加を申し込んだ金融機関の健全性を確保するという観点から、注入された公的資金の回収に困難がないということ、あるいは破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこれら出るのでしようか。どこから、その原資はどうなのでしょうか。

等の要件をまず審査して、資本注入が行われると
いうことでござります。

そして、資本参加後も、資金返済までの間、半期ごとに経営強化計画の履行状況の報告を受けるなどフォローアップを行って、経営強化計画の履行状況が不十分な金融機関に対しても所要の監督上の措置を講ずるということとされております。

こののよきな取組を通じて まずは国が 資本参
加した金融機関が破綻することのないようになら
〇藤巻健史君 私は、額をどうするかという、損
失の原資はどこかという質問をして いるんです。
〇政府参考人(池田唯一君) はい。

一方が一橋首強尼善定の廃止時に全體として最終損失が生じた場合には、これは財政当局とも調整の上、必要に応じ適切な予算措置をお願いするということになるものと考えております。○藤巻健史君 分かりました。預金保険機構にたまっているお金を使うということではないという

ことによろしいですね。分かりました。
次にお聞きしたいんですが、生命保険の方で
けれども、保険業法の方ですけれども、先日、十
一月二十一日の日経新聞で、AIGが日本の生命
保険事業から完全撤退するというニュース、その
理由として、特に低金利の影響が大きいという記

事が出ていたわけですが、AIG、CEOのビル・ターハンコック、中西委員と私、共にJPMモルガンに勤めていて、非常によく存じ上げていますけれども、非常にマーケットに対して詳しい男で、デリバティブというか、スワップをやっていて、責任者もやっていましたので、マーケットに対する物すごくよく分かっている男で、その彼が日本市場からの撤退を決めたということは、かなり日本の生命保険業界、苦しいとは言いませんけれども、昔に比べると、五年前に比べると状況が変わったのかという気がするんですが、今の積立金、二千五十億円ですね、これで十分でしょうかね、お聞きしたいんですね。
○副大臣(越智隆雄君) まず、AIGが日本で事業を行いますAIG富士生命を売却する旨公表しましたということにつきましては承知しておりますけ

れども、足下の金利環境下でも日本の各生命保険会社の財務の健全性は十分に確保されているといふうに考えております。ソルベンシーマージン比率につきましては、監督上の基準値であります二〇〇%を、平均でいきますと九九〇%、またAIG富士生命におきましては一〇〇九%というところでござります。

その上ででござりますか 生命保険契約者保護
機構の積立金二千五十五億円が十分か否かといった
仮定の御質問につきましては、無用の混亂等を避
ける観点からお答えを差し控えさせていただきました
いというふうに考えますけれども、生命保険契約
者長妻後妻等を含めつまほ原二三七には三番春

者保証株式の資金移動の支渡しとしては三層構造になつておりますして、限度四千億円の生命保険会社による事前積立て、そしてまた限度四千六百億円の保護機構による政府保証付きの借り入れ、そして、それでも足りない場合には一定の要件の下で政府補助ができるということとされておりまし

て、経済、市場が変化する中にあって必要なセーフティーネットの構築が図られているというふうに理解していくましても、いずれにしましても、金融庁としましては、保険会社への監督を適切に行うことによりまして保険会社の破綻を未然に防ぐことが重要であるというふうに考えておるところでござ

○藤巻健史君　生命保険のセーフティーネットを構築してそのままこの法案を継続するというのは、私も非常に重要なことだと思っておりますが、今、監督責任という、金融庁の監督を強化していくべきです。

くとしき言語をあげよしたか よく生命保険では A
L M という言葉が使われますよね。

ないと利益が上がらない。要するに、これから金利が上がると思えば調達を長くして運用を短くする、金利が下がるときは逆と。これがALMだったのに、日本の生命保険って、何かアセットとリアビリティーをマッチングすることをALMと

いうふうに理解しているなどいうのが私の非常に強い印象なんですが。

ここまで低金利が続くと、マッチングしていくならば、それこそ一番大きい倒産リスクが出てきちゃうんじやないかと思うんですね。ですから、監督をすることであるならば、もつとほかの本来の意味のALMをきちんと指導すると

か、それからヘンジなしの外貨建て商品をもつと
買わせるとか、それからオプションを使つた収益
改善をするとか、そちらの方の監督が重要かなと
思うんですが、そういうことはやつていらっしや
るんでしようか。

（政府参考人）（邊原英男君） 保険会社の言わばは資産運用の高度化ということだと思うんですけれども、この資産運用の高度化を通じた収益力の向上というのは、保険会社自身の競争力強化にとっても重要であると考えますし、それと同時に、顧客の利益、国民の安定的な資産形成にも寄与するも

のであるといふに考えております。
そういった中で、生命保険会社がどういった資産運用を行つてゐるのかというのは生命保険会社でいろいろ議論しておりますけれども、彼らの資産運用の実態見ますと、国内金利の低下が継続して円建での国債での運用が一層困難となる中で、

近年は海外クレジット投投資でありますとか、成長分野投資などを含むグローバルな分散投資を進めらる動きが続いております。特に、昨今のようなヘッジコストの高騰を受けて、御指摘のようなヘッジなしの外貨建て債券での運用を拡大する保

陶芸会社もあるというふうに承知しております。一方で、こうした分散投資を着実に進めるためには、それを支える人材の確保とか体制整備も重要な要素であります。歴史的な低金利環境が続く中で、特定のイベントをきっかけにして急激に市場が変化するおそれもあります。そういう事態に備え、

市場リスク管理体制の高度化を図ることも重要で
あるというふうに考えております。こうしたこと
も踏まえて、金融庁としても重点的にモニタリン
グしてきたところでございます。
今事務年度につきましても、低金利環境の継続

によって各社の資産運用の困難性が増していることを踏まえて、リスク管理と一体となつた資産運用

用の高度化に關しどのように取組を行つてゐるのかを確認しつゝ、健全なリスクテークを促してまいりたいとひょうぶうに考えております。
○委員長 藤川政人君　藤巻健史君、時間が参つております。

○藤巻健史君　はい。
大臣に一問お聞きしたかつたんですが、時間が長くなかったので、これで終わります。
○中山恭子君　日本のところ、中山恭子でいそゞ
ます。

平成二十三年は金融機関強化法の附則に設けられておりました震災特例措置については、今回の改正案では延長されないこととなっているようですが、この措置は、東日本大震災で被災地の金融機関もそれが自身が大きな被害を被り、また二重債務問題の深刻化が懸念されたことから、被災地金融機

機関への資本参加の特例が必要であるとの認識が共有され、国会でも全会一致で改正されたものでござります。

地方で甚大な被害が生じています。災害の多い日本では、被災地における復旧復興過程において十分な資金供給が必要です。

を示し中小企業に安心感を与えたと、そして地域経済を支える地域金融機関の役割の大きさが改めて見直されていると報じてきました。

現時点では、被災地に所在する金融機関の経営基盤は健全であり、それぞれの地域において必要な資金を供給できる体制となつていると聞いていま

ますが、大きな災害の場合、地域金融機関の役割は大きいと考えます。地域金融機関が十全の役割を果たすためには、国による資本参加を柔軟に行なうとする仕組みがあつてよいと考えますが、いかがでしょうか。

○副大臣(越智隆雄君) まず、被災地における被災者の置かれた状況は様々でございます。ですので、金融機関の役割としましては、こうした被災地の様々なニーズや課題に対してきめ細かく対応することが重要というふうに考えております。

具体的には、被災地の金融機関は、被災された企業の状況を的確に把握して、事業の再建に向けて円滑な資金供給や最適な解決策の提案、実行支援を行うとともに、住宅ローンなどの債務を抱えた被災者に対しては、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインなどを活用しまして生活再建支援などに取り組んでいくことが重要だというふうに考えております。

そういう中で、金融局としましては、引き続き被災地の金融機関に対して、個々の被災者からの相談に真摯に応じるなど、きめ細やかかつ柔軟な対応を図られるよう促してまいりたいというふうに考へておきたいと考へています。

○中山恭子君 災害の場合、すぐに対応できるための措置を御配慮いただきたいと考へています。

先週十七日のこの委員会で、自己所有の不動産の国への寄附について伺いました。例えば崖地の場合などについてお伺いしました。

そこで今日は、その中の一つ、空き家についてお伺いいたします。

現在、空き家問題は、それぞれの地域で極めて深刻な問題となっています。資料二に空き家の現状、推移と種類別内訳、そして資料三に空き家再生等推進事業の図を付けました。また、空家等対策の推進に関する特別措置法というのが施行されておりまして、市町村が空き家対策を進める枠組みが整ったとされています。

しかし、現在、空き家は二〇一三年で三百十八万戸あります。三百十八万戸のうち、木造一戸建てが二百二十万戸と非常に多い状態になつております。これ、二〇一三年でございますので、更に増えていると考えられます。

そのような状況の中、これまで対策が取られている分というのも対象が非常に限られたものに

なつておりますので、この問題を改善するには、国、特に国有財産関係も空き家対策に協力する必要があるのではないかと考えております。

空き家の付いた土地を寄附したいと申出があつた場合、国が受けることについて、御検討いただけますでしょうか。

○副大臣(大塚拓君) 空き家の問題は、大変これは全国的にも問題だということで、いろいろ取組が進んでいるところだらうというふうに承知しているところでございます。

行政目的の予定のない不動産の寄附というのには国としては受け付けていないのは前回申し上げたところでございますけれども、この空き家の問題につきましては、問題の深刻さを踏まえまして、これは平成二十七年五月に空家等対策の推進に関する特別措置法というのが施行されております。

この中で、空き家の所有者、管理者は空き家の適切な管理に努めること、それから市町村は空き家の関係者の責務が規定をされているところでございます。この法律に基づきまして、市町村においては、現在、空き家に関するデータベースの整備、修繕倒壊等の危険のある空き家についての除却、修繕等の助言や行政代執行の方法による強制執行等の取組が進められているところでございます。

このように、空き家の所有者、管理者や地方公共団体を中心現在取組が進んでいるところでございますので、財務省としてもその方向で進めてまいります。

○中山恭子君 今申し上げたような状況でございまして、本当にその地域に被害をもたらすかもしれない方々が行うべしという考え方がありますが、今お答えがありましたように、国も既に空き家に対するような空き家についてはほとんど手が打たれていないということでおざいますので、この辺りにつきましては、国がやはり、もちろん管理は所有者が行うべしという考え方がありますが、今お答えがありましたように、國も既に空き家に対するような空き家についてはほとんど手が打たれていないことがあります。

受け入れて、空き家といいましょうか、空き家の付いた土地の寄附を受け入れることは必要だろうと考えておりますので、是非、国として御一考いただきたいところでございます。崖地とか使い物にならない土地、それを受け入れることに対して、ちょっとずつあるかと思いますが、それこそ環境に限らず、例えば東京辺りでも、三多摩地域にえらく多いと思いますが、少なくとも空き家になった家は危険な状況になつてきているから取り壊せといつて取り壊して更地にすると、これはいわゆる固定資産税が掛かるんです、御存じのようになります。だからそのまま空き家を置いておるわけですよ。だって、それなら固定資産税掛からないから。極めて分かりやすい話なんだとと思うんですね。

それから、空き家に何でなるんだといえば、息子が住まないからです。三多摩地域を例に挙げましたけれども、行かれたら分かりますけれども、そこに住んでおられる方々は月島とか築地、中央区辺りに一時期大量に、その辺の方々が建てられた住宅、個人住宅をそのままにされて、老夫婦二人で築地に大量に移動されました。一時期、中央区というのは都議員の本拠地がゼロにするという話があつて、公明党の方から随分陳情も受けたことがありますよ。しかし、現実問題としては、一挙に増えたんです、人口が。なぜ。間違いなくそういった方々が一挙に築地周辺に移動されました。月島の北側全部なくなつて、昔、学校には先生がいたという有名な映画ができた、あの時代ですね。それ以来、今まで状況は変わつておりません。

○中山恭子君 今申し上げたような状況でございまして、対象が非常に限られた形になつております。本当にその地域に被害をもたらすかもしれない方が行うべしという考え方がありますが、今お答えがありましたように、國も既に空き家に対するような空き家についてはほとんど手が打たれていないことがあります。

どんどんベンシルフラット、ベンシルアパートが建つて、銀座からワンメーターということもあり、商売の方々も随分そこに移転されました。それが行うべしという有名な映画ができた、あの時代ですね。それ以来、今まで状況は変わつておりません。

○中山恭子君 是非御検討くださいますようにお願いして、終わります。

○委員長(藤川政人君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(藤川政人君) 中山恭子君、時間が参つております。

○中山恭子君 是非御検討くださいますようにお願いして、終わります。

○委員長(藤川政人君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○大門実紀史君 反対討論を行います。

まず、金融機能強化法についてですが、そもそも我が党は、公的資金注入で損失が出た場合、その負担リスクを最終的に国民に負わせる仕組みそのものに反対であります。

保険業法改正案についても、保険会社の破綻処

理は保険業界の負担で行うべきものであり、国民負担となる政府補助の延長には反対です。

銀行等株式等保有制限法改正案も、銀行が負うべき株式保有の損失リスクを国民に肩代わりさせる問題があります。また、機関により救済されたのは主に大銀行であり、銀行業界のモラルハザードを招いております。銀行の株式保有を規制することは必要な措置であります、機関による株式取得をこれ以上進めるべきではありません。

以上申し上げて、反対討論といたします。

○委員長(藤川政人君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤川政人君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○白眞勲君 私は、ただいま可決されました金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民進党、新緑風会、公明党、日本維新の会及び日本のこころの各派共同提案による附帯決議案を提出いたしました。

案文を朗読いたします。

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(案)

一 金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づく制度の運用に当たっては、中小配慮すべきである。

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 金融機能の強化のための特別措置に関する附帯決議(案)

法律に基づく制度の運用に当たっては、中小

企業金融の更なる円滑化に資するものとなるよう十分に配意すること。

また、地域金融機関が積極的に資金供給を行い、その役割を十分發揮できるよう、担保・保証に必要以上に依存しない地域密着型

金融への取組を更に推進すること。

一 銀行等保有株式取得機構が保有する株式等について、その役割を十分發揮できるよう、担保・保証に必要以上に依存しない地域密着型

金融への取組を更に推進すること。

期に進めるよう最大限の努力をし、処分後に

おいて、同機構は、速やかに解散すること。

右決議する。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(藤川政人君) ただいま白君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(藤川政人君) ただいま白君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤川政人君) 全会一致と認めます。よつて、白君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、麻生内閣府特命担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。麻生内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨を踏まえて配意してまいりたいと存じます。

○委員長(藤川政人君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(藤川政人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

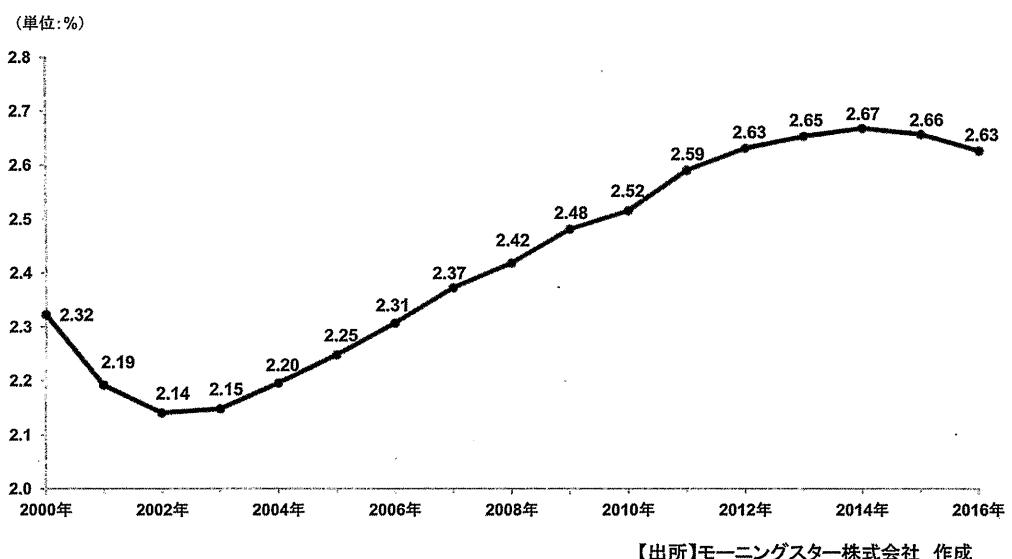
本日はこれにて散会いたします。

午後零時六分散会

〔参考〕

(中西健治委員資料)

国内籍投信の販売手数料(税抜)の推移



※1 国内公募追加型株式投信(確定拠出年金及びファンダラップ専用、ETF等除く)
※2 各年の12月末時点(2016年は10月末時点)における単純平均

(藤末健三委員資料)

平成二十八年十一月九日印刷

平成二十八年十一月十二日発行

財政危機における法制度の枠組み	
I. 金融の安定化	
1. 日本国債の買い支え	
(1) 日銀「資産買入等」	
2016年9月末時点の長期国債保有額は340.9兆円、国庫短期証券保有額は56.7兆円	
(2) 日銀による(資産買入等を除く)長期国債の買入の増額	
2016年9月末時点の発行銀行券残高は、96.3兆円	
2. 政府の資金繰りの確保	
財務省在庫及び一時借入金の最高額は、予算総則第8条により20兆円	
3. 民間金融機関の資金繰りの確保、金融システムの安定化	
(1) 日銀による「活動性」の供給	
(イ) 日銀による国債を担保とした貸付等による民間金融機関の資金繰り確保(日銀法33条2項)：日銀が保有する金融機関からの担保(76.9兆円、2016年9月末)の枠内で支援可。	
(ロ) 日銀への要請として、信用秩序の維持を総理・財務大臣から要請(日銀法38条)	
(2) 「資本」の強化	
(イ) 予防的対応=金融機能強化による金融機関の資本強化(平成29年3月末まで)	
※預全保険機関が「金融機能強化勘定」において資金の借入れ及び機構債を発行する際の政府保証の上限は12兆円となっている。(2016年9月末までに6,731億円を注入)	
(ロ) 金融危機対応=預金保険法による金融機関の資本強化(恒久的措置)	
※預全保険機関が「預機対応勘定」において資金の借入れ及び機構債を発行する際の政府保証の上限は31兆円(政府保証)となってている。(政府保証の上限については、平成25年法改正による金融機関の秩序ある処理の枠組みの整備に伴い、平成26年度より17兆円から35兆円に増額(平成27年度以降も同額が認められている。)(2016年9月末までに19,600億円を注入)	
II. 企業の決済機能の維持	
1. 「事業者の資本強化の支援」	
(1) 痞業活動の再生及び業界活動の革新に関する特別指図法の出資内済化制度：当該制度は、経済危機や災害等に出资が必要となる場合に、株式会社日本政策金融公庫が、指定金融機関の行う出資の損失を補填することで資金供給を支える制度であり、同法の廃止に伴い廃止された。	
(2) 痞業革新機構：政府保証枠1兆8,000億円(毎年度一般会計予算総額)のうち、現在の支援決定総額約8,358億円(2016年10月24日現在)	
(3) 地域経済活性化支援機構：政府保証枠1兆円(2016年度)(毎年度一般会計予算総額)機構の業務完了期間は2023年3月末まで。出資決定期限は、2018年3月末まで。	
1 2016年11月24日 参議院財政金融委員会 藤末健三 民進党・新緑風会 藤末健三事務所にて作成	2 2016年11月24日 参議院財政金融委員会 藤末健三 民進党・新緑風会 藤末健三事務所にて作成

